

4. 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件を踏まえて総合的かつ計画的に市土利用を進める必要がある。

その観点から、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、本市は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法に基づく本計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進するとともに、関連する土地利用関係法を適切に運用し、適正な土地利用を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係機関と連携し、適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

市土の均衡ある発展と地域の活性化を図るため、土地区画整理事業等の住環境向上や物流拠点形成に係る施策、幹線道路整備等の交通ネットワーク形成に係る施策、ほ場整備等の農業振興に係る施策、観光レクリエーション施設や公園整備等の観光振興に係る施策など、地域の特性に応じた整備施策を豊見城市総合計画等に基づき推進する。

(4) 市土の保全と安全性の確保

① 自然災害への対応

市土の保全と安全性の確保のため、気候変動の影響等による自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な市土利用への誘導を図る。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導に努める。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等に努める。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用や水インフラ（農業水利施設、水道施設、下水道施設等）の適切な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策に努める。

②森林機能の向上

森林の持つ市土の保全と安全性の確保に寄与する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な保育、間伐などの森林の整備を推進する。

③管理機能・ライフライン等の安全性の向上

本市の中核管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保に努める。

④暮らしの場での安全性の確保

防災性が高く、効率的な救援活動ができる良好な居住環境を形成するため、市街地や既存の集落では、基盤施設の整備や建築物の不燃化・耐震化等により防災空間の確保・拡充を図るとともに、避難場所やこれにつながる避難路の整備、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策に努める。

上記①から④の措置を講ずるにあたり、開発行為を伴う場合には、国・県・市における関係法令や条例・規則などの各種規制措置等により適切に対処する必要がある。

(5) 持続可能な市土の管理

①拠点都市機能の充実

都市の集約化に向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市拠点（中心市街地や豊崎）や生活拠点等への誘導等を図る。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共・交通機関の活性化等によるネットワークの形成を図る。

既存の集落周辺については、生活サービス機能等の維持に向けて、「小さな拠点」の形成を図るため、集落の実情に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通機関などのネットワークでつなぐ取組を進める。

②優良農地の確保・農業振興

生産性の高い活力ある農業の確立のため、優良農地を確保するとともに国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約に努める。

また、利用度の低い農地について、担い手への集積・集約化などによる耕作放棄地の解消・発生防止等の有効利用を図る。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林

水産物の高付加価値化の取組等の支援を図る。

③森林の保全・林業振興

森林の有する多面的機能が発揮されるよう、既存の森林の維持と適切な管理に努める。

④健全な水環境の確保

農地や森林の適切な維持管理、生活排水・雨水等の適切な処理、環境・景観に配慮した河川等の整備、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応等を通じて、水環境への負荷を低減し、健全な水環境の確保を図る。

⑤美しい景観の保全・再生・創出

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため、開発行為の規制や景観条例の運用のほか、各種施策を講じる。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じ、市街地においては、美しく良好な街並みの形成、市街地外の農村部においては、緑地・水辺景観の形成や、地域の伝統文化を感じる独特な景観の維持・形成等を図る。

なお、市街地内を中心として、住宅地に墓地が近接する状況がみられるため、良好な景観の形成とともに、住環境保全の観点から、無秩序な墓地立地の防止に努める。

(6) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

①多様な自然環境の保全

動植物の生息・生育、景観、希少性等の観点からみて、特に優れている自然環境については、行為規制等により適正な保全を図る。また、農地など、二次的自然環境についても、適切な農林漁業活動や、民間・NPOによる保全活動の促進等を通じて、良好な環境を維持・保全する。自然環境が劣化・減少した地域については、適宜、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。

②生物多様性の確保等

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生に努める。

また、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した防災・減災対策を推進する。

さらに、陸域からの赤土等の流出防止を図るため、沖縄県赤土等流出防止条例などの各種規制措置の適切な運用により、自然環境に配慮した土地利用に努める。

③自然資源を活かした観光・地域産業の振興

西海岸の海浜や豊見城城址周辺、漫湖のマングローブなどの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業の振興を促進する。また、本市の各種観光振興施策と連携し、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備を図ることで、本市のブランド力を高め国内外からの観光客の増加を図る。

④地球温暖化対策の推進

地球温暖化等への対策を加速させるため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの面的導入や、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、温室効果ガスの吸収源である森林資源の維持・保全に取り組む。さらに、温室効果ガスの排出削減を図るため、公共交通の充実、自転車を利用した通勤・通学・買い物を推進するほか、県や周辺都市と連携した新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組に努める。

⑤生活環境の保全

市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業場等からの騒音、悪臭等による市民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。また、生活排水や工場・事業場排水等の負荷の削減対策や栄養塩類濃度の適切な維持管理など総合的な水質改善対策の推進による健全な水環境の構築を図る。

⑥資源循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を最大限に推進し、最後に発生した廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進する。

また、豊見城市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会づくりに対する市民や企業の意識啓発を図り、資源物の分別排出の徹底、ごみの排出抑制や再利用、再資源化を推進・奨励するとともに、ごみの不法投棄防止に対する関係団体との連携など市民ぐるみの監視体制を強化する。

⑦環境影響評価等の推進

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業（以下「対象事業」という。）については、良好な環境を確保するため、事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を実施することにより、適切な環境配慮を促進するとともに、対象事業とならない小規模な開発事業についても、適切な環境配慮がなされるよう、第2次沖縄県環境基本計画【改訂



計画】における「環境への配慮指針」に対応し、環境への負荷の少ない土地利用を進める。

（７）土地の有効利用の促進

①農地の有効利用

農地については、ほ場整備等の基盤整備を推進し、優良農地を確保するとともに、農地の流動化対策等を進めることで、有効利用を図る。

②森林の有効利用

森林については、その公益的機能が発揮されるよう、適切な保護・管理を行うとともに、美しい景観を有するなど、価値の高い森林については、市民の余暇活動や環境学習の場等として、有効利用を図る。

③原野の有効利用

原野については、市土の有効利用を図るため、自然環境の保全に配慮しつつ、農地や宅地等への転換を促進する。

④水面・河川・水路の有効利用

水面・河川・水路については、利水や動植物の生息・生育の場等としての機能を発揮するために必要な環境を保全するとともに、水辺特性に応じ、環境学習の場等としての有効利用を図る。

⑤道路の有効利用

道路については、電線類の地中化や道路緑化等を推進し、良好な道路景観の形成及び道路空間の有効利用を図る。また、交通流動や周辺土地利用に与える影響等に留意しながら、国道バイパスや県道等の幹線沿道の土地の有効利用を図る。

⑥宅地の有効利用

住宅地については、市民のニーズに応じた居住環境の整備を推進するとともに、住宅の長寿命化、空き家の流動化等を通じて、持続的な利用を図る。また、工業用地及びその他の宅地については、その機能が有効に活用されるよう、適正配置を図る。

市街地においては、低未利用地や既存ストックを積極的に活用するとともに、中心市街地や豊崎等の基盤整備された既成市街地、幹線道路沿道など、地域の特性に応じて、土地の高度利用を図る。

⑦その他の有効利用

公用・公共用施設については、本市のみならず、本島南部圏域全体の発展に資するよう、有効利用及び高度利用を図る。特に、与根の土地区画整理事業の開発地区については、周辺地域を含め、中長期的な展望に立って土地利用の検討を進める。

レクリエーション用地については、特に、自然環境や歴史的資源との調和に留意し、それが有効に活用されるよう、適正配置を図る。

（８）土地利用の転換の適正化

①土地利用転換の基本的な考え方

土地利用の転換を図る場合には、いったん転換された土地利用が容易には元に戻せないことや、その影響の大きさに十分留意し、自然的土地利用よりも優先して低未利用地の有効利用を図るとともに、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況等を勘案して、適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、状況の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じるものとする。

②農地の利用転換

農地の利用転換については、優良農地の保全を基本として、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転換を抑制する。

③森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合は、自然環境の保全や水源涵養、景観形成等の森林が持つ公益的機能の低下に配慮し、周辺の土地利用との調整を図るとともに、必要最低限の転換に留めるものとする。

④大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しながら適正に行うものとする。

（９）多様な主体との協働

市土を適切に管理していくため、土地所有者だけでなく市民、企業、行政など、多様な主体を担い手と位置づける。本市は、このような多様な主体が自主的に取り組む活動を支援し、その取組と連携・協働していくものとする。

（10）市土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

市土については、適切かつ総合的な利用を図るため、必要に応じて土地利用に関する各種調査を実施するなど、的確に土地利用の実態を把握する。

また、その成果を活用のもと、市民に対して普及・啓発に努め、市民の市土利用に対する理解・協力を促進する。

（11）計画の効果的な推進

本計画の推進等に当たっては、各種の指標を用いた市土利用の現況等を確認し、市総合計画とあわせて本計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

また、上位・関連計画の策定・更新や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、持続可能で安定的な市土利用が図られるよう努める。